

竹富町障害者活躍推進計画
(令和 7 年度から令和 11 年度)

令和 7 年 4 月
竹富町議会事務局

竹富町障害者活躍推進計画(議会事務局)

機関名	竹富町議会事務局
任命権者	竹富町議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
議会事務局における障害者雇用に関する課題	議会事務局は、職員数が常勤職員3名と小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 今後、配置される場合には、個々の状況を踏まえ対応を図る。
目標	
①採用に関する目標	当該事務局は、常時勤務する職員から除外職員を除いた職員の数が40人に満たないため、障害者任免状況通報書(法定雇用率)の報告する対象ではない。また、職員の募集・採用は町長部局が一括して行っていることから町長部局の目標に包括される。
②定着に関する目標	なし ※今後、配置された場合には障害者である職員の定着状況データを把握していく。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、他部局と共同で障害者である職員の相談窓口を設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○異動により配置されることが想定されることから、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談において、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。